

第11回及び第12回新株予約権 の発行に関する補足説明資料

2026.5.21

東証スタンダード | 7746

 岡本硝子株式会社

1

本ファイナンスの目的と資金使途

P. 3

2

第11回及び第12回新株予約権の概要

P. 5

1. 本ファイナンスの目的と資金使途

中期経営計画 GROWTH28の完遂に向けた成長投資と財務戦略

■ 「転換加速化フェーズ」への移行と確実な実行

創業100周年(2028年)に向けた中期経営計画に基づき、将来の拡大が見込める成長分野へ投資を集中し、持続的な企業価値向上を実現。

■ 機能性薄膜・ガラス事業の主力化

同計画において「次期主力事業」と位置付ける機能性薄膜・ガラス分野へ資源を重点配分。特に生成AIインフラ(データセンター)向けガラス偏光子の供給能力を抜本的に強化。

■ 世界初の放熱技術による市場牽引

U-MAP社との提携で成功した「高機能窒化アルミ製放熱基板」の量産体制を加速。パワーエレクトロニクス等の熱課題解決を通じ、収益柱へと育成。

■ 独創的製造技術による「ガラス回帰」の捕捉

世界初のガラス射出成型(G-injection®技術)や高精度プレス法(Future Press法)を軸に、高輝度光源の樹脂からガラスへの転換需要を先取りし、圧倒的な技術的優位性を確立。

■ 投資機動力の確保と財務健全性の両立

エクイティ調達により自己資本を厚くし、中期経営計画の戦略目標達成に向けた積極的な成長投資に伴うリスクを抑制。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① データセンター関連製品に係る新規設備投資資金	800	2026年7月～2029年6月
② 新導光体デバイスに係る新規設備投資資金	600	2026年7月～2029年6月
③ 上記①及び②の新規設備投資に起因する増加運転資金	632	2026年10月～2029年6月
合計	2,032	

2. 第11回及び第12回新株予約権の概要

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
割当予定先	野村證券株式会社	
発行決議日	2026年5月15日	
条件決定決議日	2026年5月21日	
割当日	2026年6月5日	
行使可能期間	2026年6月9日から2029年6月5日まで(約3年間)	
新株予約権の総数	18,000個	2,000個
潜在株式数 (新株予約権1個につき100株)	1,800,000株	200,000株
潜在希薄化率 (発行決議日時点の発行済株式数に対する比率)	6.18%	0.69%
	合計 6.87%	
調達予定金額 ^(※1)	約20.3億円	
発行価額 (新株予約権の割当時の対価)	1個：304円(1株当たり3.04円)	1個：58円(1株当たり0.58円)
行使価額 (新株予約権の行使時の交付株式の対価)	行使の都度、各行使請求日の直前取引日終値の91%に修正	1,286円(固定) (条件決定決議日の直前取引日終値の130%)
当初行使価額	989円 (条件決定決議日の直前取引日終値)	同上
下限行使価額	495円 (条件決定決議日の直前取引日終値の50%)	なし
停止指定 ^(※2)	当社の裁量で行使出来ない期間を指定可能 (行使可能期間の開始日から約1年間)	なし

※1 調達予定金額は、第11回号は当初行使価額、第12回号は行使価額(固定)で全ての行使が行われた場合を前提として記載しております。

※2 停止指定の詳細については、2026年5月15日付プレスリリースの6頁の「2. 募集の目的及び理由(2)本新株予約権の商品性②当社による停止指定」をご参照ください。

第11回号は発行直後より行使開始、第12回号は株価が行使価額(固定)を上回るタイミング(株価上昇時)より行使開始を想定

第11回号

株数 180万株、希薄化率 6.18%

調達予定金額 17.8億円、当初行使価額 989円 (条件決定決議日の直前取引日終値)

発行

発行直後より行使開始

第12回号

株数 20万株、希薄化率 0.69%

調達予定金額 2.5億円、行使価額(固定) 1,286円 (条件決定決議日の直前取引日終値の130%)

発行

株価が行使価額(固定)を上回るタイミングより行使開始

※ 調達予定金額は、第11回号は当初行使価額、第12回号は行使価額(固定)で全ての行使が行われた場合を前提として記載しております。

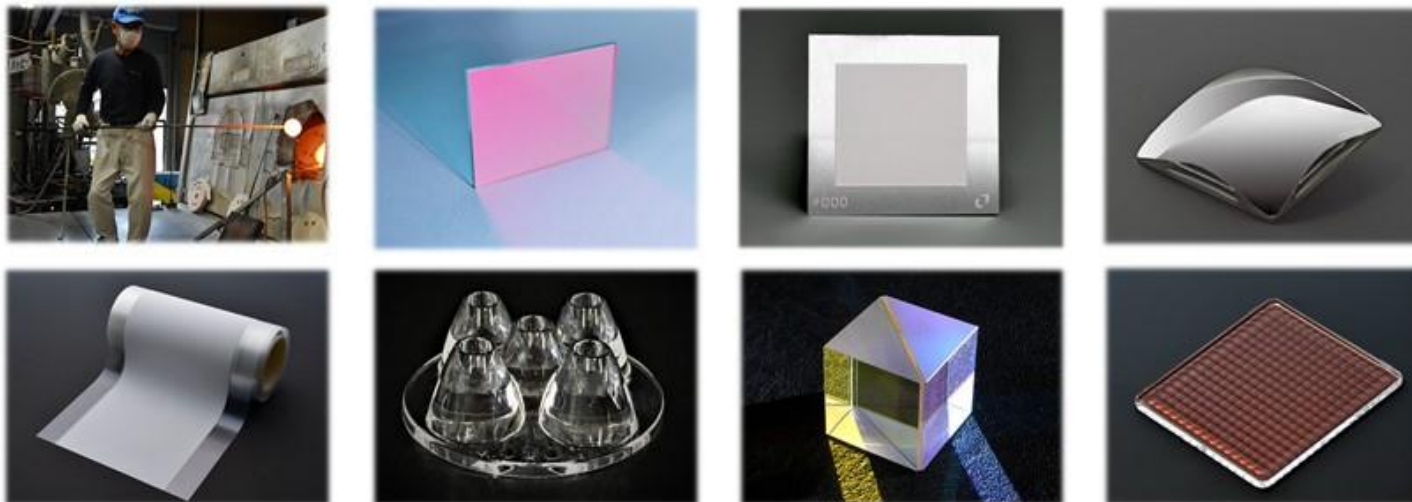
※ 上図はイメージであり、実際の調達金額、行使状況の推移を予想又は保証するものではありません。

質問	回答
<p>1. 今回のファイナンスによる希薄化の影響をどう考えていますでしょうか。</p>	<p>本新株予約権全てが行使された場合、一定の希薄化が生じますが、行使により調達した資金を活用し、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、今回のファイナンスは株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。</p> <p>なお、詳細については、2026年5月15日付の本新株予約権発行に関するプレスリリースの12～13頁の「5. 発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照下さい。</p>
<p>2. 割当予定先は借株を実施し、空売りをするのでしょうか。 空売りをしようとするすると株価の下落圧力になるのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の調達に伴い、割当予定先は当社の株主より借株を行う予定です。当社としてこの借株は、本調達に伴い株式を取得する投資家の、例えば以下のようなニーズに対応するためと聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家がまとまった数量の株式を、即座に特定の株価で取得したいと申し入れてきた場合 ・ 投資家が取得に際して、まとまった数量の株式を、一定期間中に取得価格を分散しながら取得したいと申し入れてきた場合 <p>本新株予約権の行使により交付される株式の供給を円滑に実施するための借株であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の借株は使用しないと聞いております。また、本新株予約権の商品性に鑑みると、当社の株価が低い水準となることには、割当予定先にとっても経済合理性が認められないと考えられますので、こうした理由から、同社が故意に株価を下げるような行為を行うとは想定しておりません。</p>

質問	回答
<p>3. 本新株予約権の権利行使が進まず、当初予定通り資金調達ができなかった場合の対応を教えてください。</p>	<p>本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により、実際の調達金額が支出予定金額に満たない場合には、「新規設備投資に起因する増加運転資金」の支出予定金額の減額を予定しておりますが、自己資金又は借入等も活用して、可能な限り当社の事業方針に沿った事業活動を展開する予定であります。</p> <p>なお、詳細については、2026年5月15日付プレスリリースの9頁の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途(注)1」をご参照ください。</p>
<p>4. 発行価額(第11回及び第12回新株予約権1個につき、それぞれ304円及び58円、1株当たり換算額それぞれ3.04円及び0.58円)とは、株価がそれぞれ3.04円及び0.58円ということでしょうか。</p>	<p>「発行価額」とは新株予約権という権利の値段であり、新株予約権の行使により発行される株式の対価(株価)とは異なるものです。割当予定先が当社の新株予約権を取得するにあたり、かかる権利の購入対価として、当社に支払う価格となります。また、割当予定先が新株予約権を行使して株式を取得する(新株予約権の権利を行使する)際に、当社に支払う価格を「行使価額」といい、これが今般の資金調達で発行される株式の対価となります。</p> <p>今般の資金調達において、第11回号の下限行使価額は495円(条件決定決議日の直前取引日終値の50%)、第12回号の行使価額(固定)は1,286円(条件決定決議日の直前取引日終値の130%)に設定されており、当社の株式が第11回号は下限行使価額、第12回号は行使価額(固定)よりも低い価額で発行されることはありません。</p>

質問	回答
<p>5. 他の資金調達手法を採用しなかったのはなぜですか。</p>	<p>社債、借入れといった負債性の資金調達手法を用いた場合には、調達した資金が「負債」となるため、財務健全性指標が低下するというリスクがあります。また、公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、既存株主が有する株式の1株当たりの価値の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えました。</p> <p>一方、本新株予約権においては、行使の分散等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。株価下落時には調達が不安定になる可能性はありますが、資金調達に際して株価への影響を可能な限り低減できると考えられる仕組みを導入し、第11回号において将来の株価上昇メリットを調達金額の上昇として享受することが可能な仕組みを採用し、第12回号において条件決定決議日時点における当社株価を上回る水準に行使価額を設定することは、既存株主の利益につながると考えております。また、割当予定先による第11回号の新株予約権の行使について、行使可能期間の開始日から約1年間、当社の判断で停止指定を行うことができる設計となっており、当社の資金需要や株価動向等に応じて柔軟に対応することができるというメリットもあります。</p>
<p>6. 第11回号の修正行使価額の時価からのディスカウント率を9%とした理由を教えてください。 また、当該水準は割当予定先にとって特に有利な発行条件ではないのでしょうか。</p>	<p>ディスカウント率は、当社が公募増資を行うと仮定した場合のスプレッド(投資家へのディスカウント率 + 証券会社への手数料率)と概ね同等であると考えられ、妥当な水準と考えております。</p> <p>また、ディスカウント率9%という行使価額の水準との関係では、かかるディスカウント率を考慮に入れた上で本新株予約権の価値を評価しており、かかる評価は、第三者評価機関(株式会社赤坂国際会計)に依頼しております。かかる評価に基づいて決定された本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な発行条件ではないと考えております。</p>

LIGHT UP THE FUTURE



本資料は、第三者割当による第11回及び第12回新株予約権の発行に関する情報提供を目的としたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を目的とするものではありません。

本資料に記載された当社の見通し、戦略等は将来の市場動向、消費動向、経営環境その他予測不可能な要素により、異なる結果となる可能性を含んでおります。

このため弊社は今回発表した内容を全面的に確約する義務を負うものではありません。